1 インフルエンザ罹患生徒用 【保護者記入】

保護者 様

学校保健安全法により、「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」です。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席扱いにはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し登校するときは、この「インフルエンザ治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらうものではありません。**

インフルエンザの出席停止の数え方

- •「発症した後5日」は発症日を0とし、翌日を1日目とする。
- •「解熱した後2日」は解熱日をOとし、翌日を1日目とする。

治癒報告書

松本国際高等学校長様

年	組	生徒氏名	

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

疾患名	インフルエン	げ(型)
発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	年	月	В
受診した医療機関名			
医療機関受診日	年	月	В
医師より療養が必要とされた期間	年	月	日から
区別より源食が必安して11に期间	年 月 日書		日まで

	4	月	
保護者氏名			